

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性と企業倫理の確立、社会的信頼の確保及び経営環境変化に迅速に対応できる組織体制の構築と、株主重視の公正な経営システム維持をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。
取締役の職務執行について厳正な監視を行うための監査役制度採用や、株主、取引先、地域社会等当社を取り巻くステークホルダーの信頼と期待に応えるため、タイムリーディスクローズの徹底と内部統制の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

当社は、コーポレートガバナンス・コードの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本製紙株式会社	1,264,621	17.20
日本紙通商株式会社	783,382	10.65
日本紙パルプ商事株式会社	715,488	9.73
国際紙パルプ商事株式会社	441,298	6.00
株式会社三井住友銀行	182,000	2.48
美鷗信用金庫	180,000	2.45
林 いく子	177,649	2.42
郡司 光太	132,000	1.80
株式会社東京都民銀行	131,890	1.79
共同紙販持株共栄会	109,413	1.49

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際ににおける少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

——

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
川島 英明	弁護士										○
川又 肇	他の会社の出身者									△	

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川島 英明	○	当社との特別な利害関係はありません。また、当社の独立役員として指定しております。 同氏は川島法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と川島法律事務所との間に取引関係はありません。	社外取締役として弁護士の専門知識、経験等を当社の経営に反映させていただくため選任しております。 また、同氏を独立役員として指定した理由は以下のとおりであり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。 1. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、または当社の主要な取引先若しくはその業務執行者ではないこと。 2. 当社から多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家に該当しないこと。 3. 当社の主要株主に該当しないこと。
川又 肇	○	当社の主要株主及びその関連会社の出身者であります。現在は両社とも退職しており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないものと判断しております。	紙業界において管理部門や監査部門の要職を歴任され、その専門知識と豊富な経験から、当社経営への適切な助言や業務執行の監督等、十分その職責を果たしていただけるものと判断しております。 また、同氏を独立役員として指定した理由は以下のとおりであり、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。 1. 当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者、または当社の主要な取引先若しくはその業務執行者ではないこと。 2. 当社から多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家に該当しないこと。 3. 当社の主要株主の出身者であるが、現在は退職しており、当社と特別な利害関係が一切ないこと。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は内部統制室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、監査役監査に活用しており、監査役監査の監査結果を内部統制室に伝達し情報の共有化を図り、統制の強化を図っております。
内部統制室は内部監査等の計画を作成するにあたり、会計監査人と協議し、計画を作成しております。
監査役と会計監査人は、監査状況等について意見交換の機会を設けており、必要な連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
金子 知生	他の会社の出身者								○					
岡島 徹	他の会社の出身者								○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) [更新]

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子 知生		当社の主要株主である日本製紙株式会社の従業員を兼務しております。	日本製紙株式会社において、企画本部の要職にあり、紙業界におけるその知識、経験等を社外監査役として当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。
岡島 徹		当社の主要株主である日本紙通商株式会社の従業員を兼務しております。	日本紙通商株式会社において、仕入物流本部の要職にあり、紙業界におけるその知識、経験等を社外監査役として当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員として指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、当社取締役(社外取締役を除く)及び監査役(社外監査役を除く)に対して株式報酬型ストックオプションを付与することを、平成26年6月27日開催の当社株主総会で決議されたものであります。

当該制度の概要是次のとおりであります。

- 新株予約権の目的である株式の種類及び数
株式の種類:当社普通株式 1個あたりの株式の数:100株

- 新株予約権の総数
取締役(社外取締役を除く)に対して550個、監査役(社外監査役を除く)に対して50個を、それぞれ各事業年度に係る定時株主総会の日から1年内の日に割り当てる新株予約権の数の上限とする。

- 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とする。なお、当該払込金額は、同額の当社に対する報酬債権と相殺するものとする。

- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 当該新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
5. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で取締役会が定める期間とする。
6. 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って新株予約権を行使できるものとする。
その他の権利行使の条件は当社取締役会が定めるものとする。
7. 講渡による新株予約権の取得の制限
講渡による新株予約権の取得については取締役会の承認を要するものとする。
8. その他
新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとする。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社内監査役、その他

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬と当社の業績および株式価値との連動性を高めることによって、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として株式報酬型ストックオプションを導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役の別に総額開示しております。
また、事業報告はホームページ上に掲載し、公衆縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専属のスタッフは設置しておりませんが、総務人事部が、情報伝達等必要に応じて社外取締役及び社外監査役の補佐をしております。

2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社であり、監査役並びに監査役会設置会社であります。また、業務執行体制については執行役員制度を採用し、責任・権限の明確化と迅速な執行を行っております。
取締役会は7名の取締役(うち社外取締役2名)で構成され、原則毎月1回定期取締役会(必要に応じて臨時取締役会)を開催し、経営に関する重要な事項等の意思決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。
業務遂行に関しては、取締役会以外に常勤取締役、常勤監査役、執行役員からなる経営戦略会議を週1回開催しております。ここでは、営業状況等について実務的な検討が行われ、迅速な経営の意思決定ができる体制となっております。
監査役会は3名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、各監査役が取締役会に出席するほか定期的に監査役会を開催し、取締役の職務執行について厳正な監視を行っております。また、常勤監査役が経営戦略会議等の重要会議に出席し、会社業務全般にわたり適法かつ適正性に関して厳しく監査しております。
内部監査につきましては、業務執行部門から独立した内部統制室が、法令・定款及び社内規定の遵守状況や業務処理の妥当性について、年間スケジュールに基づき、各部門及びグループ会社の監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告しております。
会計監査人は、永和監査法人を選任しており、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。
なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は現在7名で構成され、そのうち2名が社外取締役(独立役員)であります。また、監査役3名中2名が社外監査役であります。
社外取締役は、経営陣と直接の利害関係がなく高い独立性を有しており、業務執行者に対して客観的な立場から監督・助言をしております。
社外監査役につきましても、取締役会に毎回出席して、社外監査役の立場から客観的かつ積極的な発言とともに、常勤監査役と適宜意見交換を行っており、経営に対する監視・監督機能が十分確保されていると判断しております。
また、業務執行の効率化と責任の明確化を図るために執行役員制度を導入しておりますが、執行役員10名中4名が取締役を兼務しており、担当業務に精通した取締役が取締役会を構成することにより、経営効率の維持・向上を図っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知を発送しております。 また、発送日より前に、当社ホームページに掲載しております。
その他	ホームページへの招集通知掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	事業報告、決算短信等、業績に関する開示資料及び他の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部総務人事部が担当しております。	
その他	半期毎に金融機関や業界紙等の報道機関を対象にした決算説明会を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「共同紙版ホールディングス行動規範」を制定し、各ステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」を制定し、企業情報を厳正に取り扱うとともに、公正かつ積極的な開示に努めています。
その他	〔森林認証商品の提供〕 地球環境への積極的取り組みのため「森林認証」を取得し、合法性・維持可能性の確認された森林由来の認証商品の提供に努めています。 〔女性の活躍の方針・取り組みについて〕 当社は、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。 <連結会社の女性比率について> ・従業員の女性比率28.2%（全40名・うち管理職2名） ・現時点において女性の役員はありませんが、特に男女の別なく、適任と判断した人材を役員として登用しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり取り組んでおります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)取締役会は、コンプライアンス体制にかかる行動規範を制定し、取締役および使用人が法令・定款、社会規範を遵守した行動をとることもに社内へその内容を周知徹底する。
 - (2)内部統制室の内部監査人が監査役と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、問題点の把握と分析を行い、代表取締役社長に報告する。
 - (3)代表取締役社長は、内部統制室の内部監査人の報告を受け、問題点に対する適切な措置を講じ、取締役会への報告または取締役会の承認を受ける。
 - (4)使用人が、業務上・法令上疑義のある行為等について発見した場合、ヘルpline規則に基づき直接情報提供を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)管理本部担当役員は、文書管理規程に基づき、次に定める文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに保存する。
株主総会議事録、取締役会議事録、その他経営に関する会議議事録、取締役を最終決裁権者とする起案書・契約書、その他文書管理規程に定める文書類
 - (2)前項に定める文書は、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)リスク管理基本規程及び危機管理体制を定め、リスク管理体制を構築する。
 - (2)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として経営に関する会議を週1回開催し、営業状況の実務的な検討等、経営環境の変化への対応と迅速な意思決定ができる体制をとる。
 - (2)取締役会規程・職務分掌規程、職務権限規程において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (1)共同紙版ホールディングス行動規範をグループ会社も共有する。
 - (2)グループ会社は定期的に常勤取締役に業務報告を行う。
 - (3)内部統制室の内部監査人はグループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
6. 監査役がその補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
 - (1)監査役が監査を実効的に行うために監査役の職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、そのための使用者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が協議のうえ行うこととする。
 - (2)監査役の補助者の人事異動・懲戒処分は、監査役会の事前の同意を得なければならないものとする。
7. 取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議に出席する。
 - (2)取締役及び使用者は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社またはグループ会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われるなどを確保するための体制
 - (1)監査役は、その職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、取締役及び使用者に報告を求めることができる。
 - (2)反社会的勢力排除に関する窓口を総務人事部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努める。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び排除に向けた体制

- (1)「共同紙版ホールディングス行動規範」において、反社会的勢力および団体との関係拒絶について明記し、断固とした姿勢で臨むことを基本方針とする。
- (2)反社会的勢力からの不当要求に対する窓口を総務人事部と定め、情報収集や他企業との情報交換に努める。また、有事に備えて、「反社会的勢力排除に向けた取組」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努め、投資者への会社情報の適時適切な開示について真摯な姿勢で臨んでおります。

1. 適時開示に係る社内体制

管理本部長を情報取扱責任者、総務人事部を担当部署とし、総務人事部長が事務連絡責任者となって適時開示情報の管理、開示手続き等、適時開示に関する事項を掌っておりました。

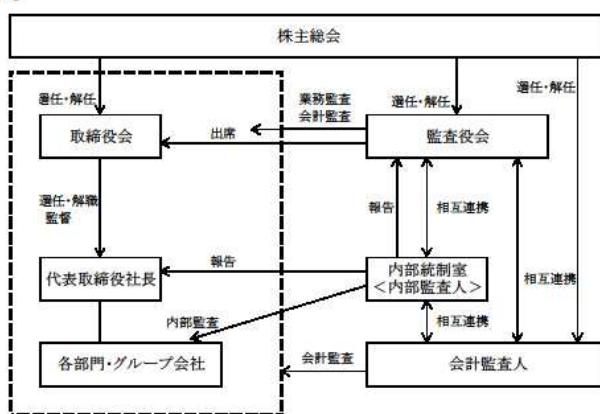
2. 開示情報の内容及び管理

情報取扱責任者は開示対象情報に該当する可能性のある情報を知った場合は、直ちに取締役社長に当該情報を報告するとともに、当該情報の開示の要否、開示の時期・内容・方法等について決定します。

3. 開示情報の公表

情報開示にあたっては、「TDnetシステム」によるファイリングの方法により行うほか、必要に応じプレスリリースの投函、ホームページへの掲載、記者会見等の方法により行います。また、金融商品取引法に基づく臨時報告書等の提出が必要な場合は、別途これを行います。

【模式図】



【適時開示体制の概要(模式図)】

